

資源物の拠点回収に係わる回収ポストの設置要領

板橋区拠点回収事業の実施にあたり、回収場所となる回収拠点の設置要領を、以下のとおり定める。

1. 施設拠点

板橋区内の板橋区施設、公共施設及び民間施設等で、以下の条件をすべて満たす施設とする。

- (1) 週5日以上、常時資源物を投入できること。
- (2) 資源物を投入する者が、容易に回収ポストを確認できる場所であること。
- (3) 設置場所である施設を利用しない者であっても、容易かつ安全に資源物を投入できること。
- (4) 回収対象品目である資源物を製造し、または、販売する施設でないこと。但し、資源物の販売を主たる業務としない施設であって、施設内で自動販売機または売店などで販売する資源物の専用回収ボックスが備えられており、区が設置するポストへの混入が防げると判断できる場合はこの限りではない。
- (5) 回収作業を行うに当たり、作業員及び通行人などの安全が確認できる場所であること。

施 行 年 月 日

平成13年4月1日

付 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。